

## 香美市総合教育会議運営要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項に基づき、総合教育会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (協議・調整事項)

第2条 総合教育会議における協議・調整事項は、法第1条の4第1項に規定する事項とする。

### (招集)

第3条 市長は、総合教育会議を招集しようとするときは、予め、日時、場所及び協議・調整を行う事項等を告示し、教育委員会に通知する。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

### (意見の聴取)

第4条 総合教育会議は、協議を行うに当たって必要と認めるときは、関係者又は学識経験を有するものから意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第5条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

### (調整)

第6条 総合教育会議における事務の調整は、市長及び教育委員会の双方の合意をもって行われたものとする。

2 前項により事務の調整を行った事項については、市長及び教育委員会は、その調整の結果を尊重しなければならない。

### (議事録の作成及び公表)

第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催した日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 協議・調整が行われた事項及び内容
- (4) その他必要と認める事項

2 前項の議事録には、市長及び教育長が署名するものとする。

3 議事録は、公表する。ただし、個人の秘密を保つため必要があるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公表とすることができる。

### (事務局)

第8条 総合教育会議の事務局を総務課に置く。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この告示は、平成27年5月26日から施行する。